

令和5年度

第3回定例農業委員会会議録

令和5年6月20日 開催

令和5年6月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第3回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第7号

令和5年度 第3回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年6月14日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年6月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和5年5月20日 午前 8時45分

閉会 令和5年5月20日 午前 11時05分 (会期1日)

第1日目(5月20日)

出席委員 16名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義		
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
				19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 1名参加

陶 福家 重夫

議事録署名委員

17番 大野 政則 委員、 18番 藤重 英子 委員

欠席 5番 森 健人 委員、 12番 藤滝 健造 委員

15番 滝川 廣男 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 5 年 6 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 7 議案第 5 号 現況証明（農委分）について
- 第 8 議案第 6 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 10 議案第 8 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 11 議案第 9 号 令和 4 年度の活動点検・評価について
- 第 12 議案第 10 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 13 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 5 年 6 月 農業委員会議事録

午前 8 時 45 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻前ですが、出席予定者全員の出席を確認しましたので、ただいまから令和 5 年度第 3 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶申し上げます。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5 番 森健人 委員、12 番 藤滝健造 委員、15 番 滝川廣男 委員の 3 名です。よって、農業委員出席者は、16 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、17 番 大野政則 委員、18 番 藤重英子 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 7 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 10 万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労力不足により経営縮小を考えていたところ、申請地

の隣接地に居住し、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 6,332 m²あり、全て適切に維持管理されています。

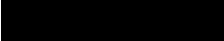
取得後の営農計画としては、苺の育苗用地を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、20 年、農作業の従事日数は、310 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機を各 1 台、トラックを 2 台、農舎を 100 m²所有しています。また、イチゴの育苗用地の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

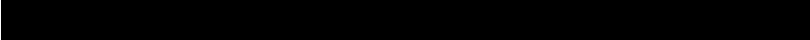
対象農地は居宅に隣接しており、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

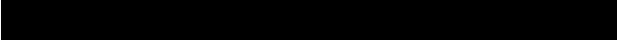
以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

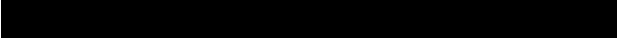
議案第 1 号-2

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 1,368,000 円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労力不足により経営縮小を考えていたところ、申請地の隣接地に居住し、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 165 m²あり、適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、23 年、農作業の従事日数は、320 日で、機械の所有状況については、トラック 1 台、農舎 20 m²を所有しており、今後耕耘機を 1 台導入予定となっております。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約 500m、徒歩で 5 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

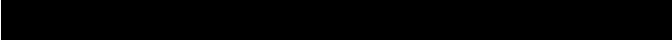
以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

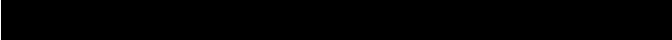
議案第 1 号-3

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 50 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により経営縮小を考えていたところ、近隣に居住し経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 1,957 m²、借入地が 4,230 m²で、合計 6,187 m²あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、花卉を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、2年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター、トラックを1台、農舎を40㎡所有しています。また、花卉の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約10m、徒歩で1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 80万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、近隣に居住し経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が7,787㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、40年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、乾燥機、トラックを1台、農舎を100㎡所有しています。また、水稻、野菜の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約100m、徒歩で10分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-5

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 20万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住しているため農地の管理に苦慮し農地の処分を考えていたところ、近隣に居住し経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が8,754㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、貸し付けている農地がありますが、これは自宅から離れた場所に位置しているため効率的に耕作できる農業者へ貸し付けたものです。

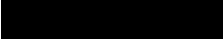
取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、田植機を1台、トラクター、耕耘機、トラックを各2台所有しています。また、水稻の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約1km、車で1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

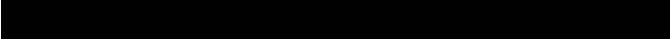
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

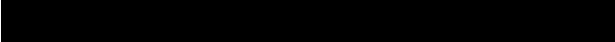
議案第1号-6

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額2万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住しているため農地及び隣接する宅地の管理に苦慮し処分を考えていたところ、近隣に居住し経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、農地及び宅地を併せて売買することで意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が8,459㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、60年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機を各1台、トラックを2台、農舎を72㎡所有しています。また、野菜の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

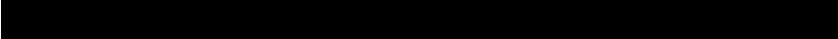
対象農地までの通作距離は、50m、徒歩で1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

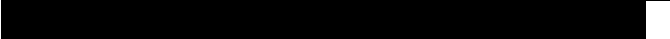
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

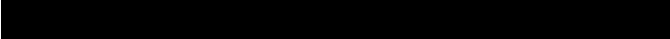
議案第1号-7

地 図： 

権利等： 所有権移転 無償世帯内生前一括贈与

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、世帯内で話し合いを行った結果、高齢化となった母親から息子である譲受人が農地を受けとり、今後の農地を管理していくこととなったため申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が8,048㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、20年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを1台、農舎を94㎡所有しています。また、これまでと変わらず水稻の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、最も離れた農地で約2km、軽トラックで10分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

今日は3件です。

議案第2号-1

地図・図面：

申請地：

地種： 第2種農地

併用地：

申請者：

用途： 貸事務所

施設の概要： 事務所1棟 91.29㎡、作業所1棟 52.65㎡

申請事由： 貸事務所

説明：【理由】 申請人は申請地南側に居住しており、平成10年ごろ、申請地東側に居住する子が自動車整備事業を始めた際、敷地が狭かったため、申請地を造成し事務所を建設しました。5年ほどで自動車整備事業を廃業したため、その後は貸事務所として同様の自動車整備事業を営む[]に賃貸し、現在にいたっております。

今回、農地法の手続きを行うにあたり、所有地を確認したところ、無断転用が判明し本申請に至ったものです。

指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 平成10年頃造成

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：ため柵を設置し東側排水路を通じて町道側溝に放流
汚水：汲み取り式

【他法令許可】 該当なし

【水利】

議案第 2 号-2

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

申請者：

用途： 農家住宅

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 171.47 m²、車庫・農業用物置平屋建 1 棟 64.86 m²、
コンテナ 1 棟 21.62 m²、プレハブ 1 棟 10.46 m²

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請人は申請地南側に居住しており、町道からの車両による進入路は隣接宅地の一部を利用しておりました。平成 27 年頃、農機具用の車庫や物置が必要となったため、申請地を造成し農道からの進入路を整備するとともに、車庫及び物置を建設し、現在にいたっております。

今回、農地法の手続きを行うにあたり、所有地を確認したところ、無断転用が判明し本申請に至ったものです。

また、畑の中に焼却炉及び看板が設置されており、無断転用となっておりますが、これらは撤去し、畑へ復元いたします。

指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 平成 27 年頃造成

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：ため柵を設置し、隣接宅地内の排水路を通じて町道側溝に放流
汚水：単独浄化槽

【他法令許可】 該当なし

【水利】

議案第 2 号-3

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

申請者：

用途： 農家住宅

施設の概要： 住宅 2 階建 1 棟 130.81 m²、納屋・物置 2 階建 1 棟 82.32 m²、
車庫・物置平屋建 2 棟 101.47 m²

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請人が専業農業者として、花卉を中心に営農しており、平成 25 年ごろ事業拡大に伴って、農機具の保管場所や作業用スペースが不足したため、自宅に隣接した申請地を造成するとともに、車庫・物置を 2 棟建築し、農作業表スペースとして利用するようになり、現在にいたっております。

今回、農地法の手続きを行うにあたり、所有地を確認したところ、無断転用が判明し本申請に至ったものです。

指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：溜枡を設置し北側水路に放流

汚水：合併処理浄化槽で処理後西側水路へ放流

【他法令許可】 該当なし

【水利】

以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 3 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

所有者：

借受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 112.50 m²

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 申請人は、夫の実家に夫の両親、夫と子ども 3 人の計 7 人で同居しています。家族が増えるとともに、現在の住居では手狭になってきたことから、夫の父が所有する農地に分家住宅を計画し、候補地の中で検討いたしました。

申請地は、町道に隣接し周辺は宅地化が進行しており農地への影響が少ないこ

と、必要とする面積を確保できること、夫の実家からも近く、将来親の面倒を見るのに都合が良いことなどを総合的に判断して選定し、申請に至ったものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 300万円、建築費 3,700万円

自己資金 4,000万円、借入金 0万円

【期間】 令和5年8月1日～令和6年7月20日

【造成】 盛土 なし 切土 耕作土除去 H=0.20
コンクリート擁壁 H=0.4m

【排水】 雨水：最終柵を設置し、東側水路へ放流
汚水：合併処理浄化槽で処理後、雨水とともに最終柵から放流

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】

議案第3号-2

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権

申請地：

地種： 第2種農地

併用地： -

所有者：

借受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建1棟 125.04㎡

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 申請人は、現在、祖母、両親、妹、子ども3人の計9人で、二世帯住宅で生活しており、両親と同居しています。子供が増えるとともに、現在の住居では手狭になってきたことから、父が所有する農地に分家住宅を計画し、候補地の中で検討いたしました。

申請地は、現在の宅地に隣接し、集団農地の縁辺部に位置しており農地への影響が少ないこと、必要とする面積を確保できること、実家からも近く、将来親の面倒を見るのに都合が良いことなどを総合的に判断して選定し、申請に至ったものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 400万円、建築費 3,200万円、その他 400万円

自己資金 0万円、借入金 4,000万円

【期間】 令和5年8月1日～令和6年2月29日

【造成】 盛土 花崗土により H=0.85m 切土 なし
コンクリート擁壁 H=0.45～1.63m 法面 1:1.8 で盛り張芝で保護

【排水】 雨水：排水柵を経て東側水路から県道側溝へ放流
汚水：合併処理浄化槽で処理後、雨水とともに東側水路から県道側溝へ

【他法令許可】 県道工事承認

【水利】 該当水利組合なし

【隣接同意】

議案第 3 号-3

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

所有者：

借受人：

用途： 事務所

施設の概要： 事務所平屋建 1 棟 99.69 ㎡

申請事由： 進入路用地

説明：【理由】 申請人は、主として一般土木建築工事業を営む法人です。現在、申請地近隣の母親名義の土地を使用貸借し、物置小屋を事務所として使用しておりますが、手狭になってきたため、この度法人が新たに取得した民家を事務所として使用することを計画しました。現況の進入路は狭く、車両での進入が困難であるため、当該申請地を造成し、進入路とすることを計画し、申請に至ったものです。

【資金】 土地代 2 万円 造成費 30 万円、建築費 0 万円

自己資金 32 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日

【造成】 盛土 なし 切土 H=0.1～0.4m

コンクリート擁壁 なし 法面 1:1 土羽付

【排水】 雨水：既設ため桝を経由し西側水路から南側県道側溝へ放流

汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 5 条事業計画変更申請について、説明します。今月は 2 件です。

議案第 4 号-1

地図・図面：

申請地： [REDACTED]

地 種： 第3種農地

申請者： [REDACTED]

用途： 分譲住宅

施設の概要： 住宅2階建23棟 1,542.61㎡ 内22棟完成

申請事由： 工期延長 変更前 H29.10.17～R4.10.16 (5年間)

変更後 H29.10.17～R6.10.16 (7年間)

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成23年に設立、資本金100万円で、不動産の売買や土木工事業等を主に営む法人であります。平成29年10月17日付けで、農地法第5条の許可を受けて23区画の分譲住宅を令和2年10月31日を目途に建設しておりましたが、予定外のコロナウイルス感染拡大等に伴い、6区画分の完成が見込めず、令和4年10月16日まで、2年間の工期延長を行っておりました。

しかしながら、再度の工期の遅れにより残り1棟が未だ完成に至っておらず、工事完了には、約2年間の工期延長が必要であるとの変更申請書が提出されたものであります。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

【資金】 全体事業費の変更なし

【期間】 平成29年10月17日から令和6年10月16日まで

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。(変更なし)

【排水関係】 雨水：最終枡を設置し、集水したうえで既設の排水管を経由して、既設の水路に放流し処理します。

汚水：合併浄化槽を設置し、集水したうえで、既設の排水管を経由して、既設の水路に放流処理します。

【他法令許可】 変更に伴う新たな協議等は該当なし

【水利】 工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

【隣接同意】 工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

議案第4号-2

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第2種農地

申請者： [REDACTED]

用途： 分譲住宅

施設の概要： 住宅 2 階建 10 棟 670.7 m² 内 8 棟完成

申請事由： 工期延長 変更前 R1.8.21～R4.8.20 (3 年間)

変更後 R1.8.21～R6.8.20 (5 年間)

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 23 年に設立、資本金 100 万円で、不動産の売買や土木工事業等を主に営む法人であります。令和元年 8 月 21 日付けで、農地法第 5 条の許可を受けて 10 区画の分譲住宅を令和 4 年 8 月 20 日を目途に建設しておりましたが、一時期コロナ禍の影響で建築資材の調達が滞り、計画期間内に事業完了できなかつたもので、残り 2 棟が未完成の状態です。現在はその不安も解消され、変更後の期間内に事業を完了させるとし、変更申請に至つたものです。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

【資金】 全体事業費の変更なし

【期間】 令和元年 8 月 21 日から令和 6 年 8 月 20 日まで

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。(変更なし)

【排水関係】 雨水：溜枡を設置し、開発道路内水路を經由し西側水路へ放流
汚水：合併浄化槽を設置

【他法令許可】 変更に伴う新たな協議等は該当なし

【水利】 工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

[REDACTED]
【隣接同意】 工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 5 号現況証明について、説明します。今月は 3 件です。

議案第 5 号-1

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、申請人の母が耕作をしておりましたが、高齢のため平成 13 年頃に耕作を継続できなくなったため、耕作放棄地となり、休耕中に周辺の山林から雑木が入り込み、20 年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。

周辺には農地はなく、非農地証明をしたとしても周辺に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 5 号－2

地図・写真： [REDACTED]
申請地： 畑田字本村 453 番 4 田 86 m²
現況地目： 道路
利用状況： 農道（耕作道路）
申請人： [REDACTED]
申請理由： 申出地は、所有農地 [REDACTED] への通作路として使用していたもので、トラクター、コンバイン等の農機具の大型化に伴い、昭和の終わりごろに拡幅、整備したものです。その後、平成 15 年に [REDACTED] の農地転用を申請した際にも、無断転用とはみなされず、許可不要の農道と判断されていた土地になります。農地転用申請に伴い、現在は通作対象となる農地はなくなりましたが、以上の経緯を鑑み、認定基準に定める「耕作の事業を行う者がその農地を自らの耕作の事業に供するために必要な農業用施設（農道水路等）の用に供する場合」とみなし、非農地証明を行って差し支えないと判断しております。

議案第 5 号－3

地図・写真： [REDACTED]
申請地： [REDACTED]
現況地目： 道路
利用状況： 農道（耕作道路）
申請人： [REDACTED]
申請理由： 申出地は、西側にある所有農地 [REDACTED] への通作路として使用していたもので、平成 27 年頃、農機具用の車庫や物置を整備した際に、農機具の安全で効率的な進行のため、宅地と併せてコンクリート舗装したものです。現在も通作のために使用しており、認定基準に定める「耕作の事業を行う者がその農地を自らの耕作の事業に供するために必要な農業用施設（農道水路等）の用に供する場合は、非農地証明を行うことができる。」に合致するため、非農地証明を行って差し支えないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 5 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号についてです。なお、案件第 5 号から第 8 号に國重義廣委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。案件第5号から第8号について、説明します。

P.10からP.12をご覧ください。

議案第6号-5~-8

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：5号

6号

7号

8号

借受人：

借受人経営面積： 91,648 m²

利用目的： 水稻・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R5.7.1~R8.6.30(3年間)

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第5号から第8条につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第5号から第8条について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.8~P.13をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 6件 合計 15,564 m²

内訳

新規契約： 1番 1件 2,949 m²

更新契約： 2~4・9~10番 5件 12,615 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.14～P.19をご覧ください。

契約件数：	11件	合計	30,445 m ²
新規契約：	2～7番、9～11番	9件	21,593 m ²
更新契約：	1番、8番	2件	8,852 m ²
変更契約：	なし		

貸付先としましては、1番を [] へ、2～3番を [] へ、4番を [] へ、5番を [] へ、6番を [] へ、7番を [] へ、8番を [] へ、9～11番を [] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号についてです。なお、案件第1号に國重義廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第1号案件について、説明します。

議案第8号-1（更新）

予定認定番号： 25-2-再2号

申請者： []

住所： []

生（設立）年月日： []

作目・部門名：（R10目標） 水稻、麦、柿、ブロッコリー、アスパラガス

農業経営等に関する目標：（R10目標）

水稻 650.0 a 27,300 kg （420 kg/10 a） 外

目標所得： 600万円

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和5年6月20日

予定認定期間： 令和5年6月25日～令和10年6月24日

説明： 平成25年に認定農業者となり、今回が2回目の更新です。地域の農地を荒らさないため耕作者のいない農地も借受けており、経営状況も順調です。また、地域全体の課題となっている高齢化・後継者不足等も気にされており、将来的な法人の立ち上げも視野に入れ、若手農業者の更なる育成に積極的に取り組む意向です。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第1号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第1号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい、それでは残りの案件について説明します。

今月は、先ほどご審議いただいた案件を除いて、更新1件、変更2件の申請がありました。

議案第8号-2 (更新)

予定認定番号： 30-1-再1号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R10目標) 水稻、苺

農業経営等に関する目標：(R10目標)

水稻 50.0 a 2,100 kg (420 kg/10 a)

イチゴ 20.0 a 12,000 kg (6,000 kg/10 a)

目標所得： 450万円

年間労働時間： 2,000時間

説明：平成30年に認定農業者となり、今回が初めての更新です。加温機の不調もありましたが、順調にイチゴの収量を増やしております。ヒアリングでは今後収量を高い水準で安定させるために、栽培技術の向上に積極的に取り組む意向が確認できました。

議案第 8 号-3 (変更)

予定認定番号： 7-10-再 5 (変 1) 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生 (設立) 年月日： [REDACTED]

作目・部門名： (R10 目標) イチゴ

農業経営等に関する目標： (R10 目標)

イチゴ 変更なし

目標所得： 390 万円 (変更なし)

年間労働時間： 2,000 時間

説明：今回申請者となる [REDACTED] ですが、これまでは父である [REDACTED] が経営主としてイチゴを栽培していました。しかし、[REDACTED] が高齢化により経営を [REDACTED] に譲ったために、実態に沿って改善計画を変更するものです。

議案第 8 号-4 (変更)

予定認定番号： R2-1 (変 1) 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生 (設立) 年月日： [REDACTED]

作目・部門名： (R10 目標) キウイを追加

農業経営等に関する目標： (R10 目標)

キウイ 10.0 a 0 kg (0 kg/10 a)

目標所得： 390 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明：現在は有機 JAS 認定に沿った露地野菜を中心に作付けしておりますが、今後は露地野菜に加えてキウイの作付けも行うこととしています。そのため今回の変更において改善計画の作目及び施設 (キウイ棚) を追加するものです。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第 8 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 9 号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 9 号「令和 4 年度の活動点検・評価について」説明します。この内容については、農業委員会法により公表することとなっています。

令和 5 年 4 月 1 日現在の農業委員会の体制としましては、農業委員が 19 名、農地利用最適化推進委員が 20 名で、任期満了が令和 6 年 7 月となっております。農家・農地等の概要としまして、総農家数 1670 戸。これは、農業センサスに基づく数字です。基幹的農業従事者数 1,073 人、内 380 人が

女性となっており 40 歳以下は 61 人となっています。また、耕地面積は 2,010ha となっています。この耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入しております。

次のページをご覧ください。担い手への集積については、担い手自体の高齢化や後継者問題などで規模拡大がなかなか進まない状態となっております。そのため、集積率は 29.8%にとどまっています。また、令和 4 年度の集積目標 722 ha に対し 592 ha の実績で、達成率は 83.0%です。

つづいて、遊休農地について、1 号遊休農地面積は 52 ha で増加傾向にあります。

令和 4 年度の緑区分遊休農地の解消目標面積は 6.0 ha で、解消実績は 8.6ha。達成状況としましては、143.3%となっております。目標を上回る解消面積でしたが、新たに発生した面積が上回ったため、このような結果になっています。

令和 4 年度の新規参入については、参入実績が 1 経営体。取得農地面積は 0.7ha となっております。今後の目標としましては、継続して相談会や綾川町の広報誌などで周知して行きたいと思っています。

最適化活動の活動目標としては、1 月あたり 8 日の活動日数を目標とし、年 3 回の活動強化月間を設定しました。

以上のことから、目標の達成状況の標語は、「目標に対して期待通りの結果が得られた」となり、また推進委員等の点検・評価結果としては、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」となりました。

最後に、事務の実施状況ですが、農業委員会総会を各月 1 回開催し、3 条許可を 47 件、転用事務を 70 件処理しました。また、違反転用の対応としましては、年度末の違反転用面積が 0.5ha、違反転用解消面積が 0.6ha となっております。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 9 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 10 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 10 号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、編入案件が 2 件、除外案件が 1 件です。

議案第 10 号-1（編入）

地図・図面：

申出区分： 農用地区域への編入

申請地：

編入後の用途： 田

土地所有者：

編入の理由： 県営ほ場整備事業に参画するために農振農用地へ編入するものです。

議案第 10 号-2（編入）

地図・図面：

申出区分： 農用地区域への編入

申請地： [REDACTED]

編入後の用途： 田

土地所有者： [REDACTED]

編入の理由： 県営ほ場整備事業に参画するために農振農用地へ編入するものです。

議案第 10 号-3 (除外)

地区・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 農家住宅の拡張

土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2 種農地

説明：

【施設の概要】 既存住宅：住宅平屋建 1 棟 203.66 m²、納屋兼住宅 2 階建 1 棟 134.19 m²
新設住宅：住宅平屋建 1 棟 126.69 m²

【資金内訳】 土地代 0 万円、造成費 100 万円、建築費 3000 万円
合計 3100 万円 <内訳> 自己資金 3100 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

申請人は敷地内既存住宅で妻と母と妹の 4 人で居住していますが、現在の住宅は昭和 27 年頃に建てられたものであることから、老朽化が進んでいます。修繕しつつ同居していましたが、先の大震災もあることから、本申請地に新しく申請人夫婦が居住する住宅を建築する計画を立てたものです。

【工事着工時期】 令和 5 年 10 月 【供用開始時期】 令 6 年 4 月

【造成】 花崗土による盛土 H=0.1m

【排水】 雨水：溜桝を設置し、南側水路に放流
汚水：合併浄化槽を設置

【利用率】 敷地面積 1126.13 m²、建築面積 464.54 m² 41.25% (≧30%)

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 10 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について、事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は5件です。

報告1-1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年5月31日

説明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。今回の解約では機構から耕作者への契約のみを解約するもので、機構からの再貸付先については以前に審議済みとなっています。

報告1-2～3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町（公益）香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年5月31日

説明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

なお、耕作者変更後の貸借については以前の定例総会において審議しております。

報告1-4

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年5月31日

説明：売買のための利用権の解約で、離作補償はありません。

なお、所有権移転については今月の農地法第3条の案件として受け付けています。

報告1-5

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年5月31日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第 1 号から議案第 10 号のうち、議案第 6 号の案件第 5 号から案件第 8 号、及び議案第 8 号の案件第 1 号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 3 回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 11 時 05 分

閉会